

2027 コードとISの更新プロセス

ステークホルダーとの協議段階主な変更点の概要 **インテリジェンス**

と捜査に関する国際基準

エグゼクティブ・サマリー

情報及び調査に関する国際基準（ISII）は、アンチ・ドーピングの情報及び調査の分野における成熟の進展を認識し、ドーピング違反の状況が絶えず変化していることに対応するために起草され、提案されたものである。

この新しい国際規格の起草にあたり、ISII起草チームは、特に2027年Code & IS更新プロセスの第一段階であるステークホルダー・エンゲージメント・フェーズの一環として2023年9月26日に公表されたISIIコンセプト・ペーパーに示された情報に関連するステークホルダーのコメントとフィードバックを慎重に考慮した。

提案されているISIIIは、2023年ISTIにおける現行のインテリジェンス及び調査に関連する条文を拡張したものであり、機密情報源の保護や、反ドーピング活動に情報を提供し、指導するためのインテリジェンスの利用を含む他の分野を拡張する一方で、いくつかの分野においてさらなる明確化と説明を提供することを目的としている。さらに、調査方法に関するパラメーターが大幅に明確化され、機密情報の共有に関する要件や、すべての関係者が調査に協力する必要性も明らかにされた。しかしながら、ISII 原案作成チームは、ドーピング防止機関ごとに保有する資源及び能力が異なることを認識しつつ、すべてのドーピング防止機関に対して有用なガイダンスを提供するよう努めたことを強調しなければならない。

以下のセクションでは、この新しい国際規格においてISII起草チームが提案した主要な条文を簡潔にまとめている。

第4.1条ISIIの目的

ISII 第 4.1 条は、現行の 2023 年 ISTI 第 11.1 条と類似している。ただし、検査計画の策定を目的とする情報及びインテリジェンスの収集を制限する代わりに、情報及びインテリジェンスが「ドーピング防止活動」（WADA 規程において定義される）の全分野にわたって使用されることを確保するために拡大されている。確かに、ドーピング防止に関する情報及びインテリジェンスは、検査及び調査に加え、例えば、教育その他のドーピング防止プログラムを調整するため等、他の分野においても利用することができる。

第4.2.2条生情報及びアンチ・ドーピング・インテリジェンスの収集、保管及び共有

この条文は、現行の2023年ISTI第11.4.2条を参照し、ドーピング防止情報をいつ、どのように共有すべきかについて、より明確化したものである。ドーピング防止情報の共有は、ドーピングとの闘いにおける重要な要素であると考えられるため、ISII起草チームは、この要素をベストプラクティスから必須要件に格上げすることを提案する。この条文に対するコメントでは、ドーピング防止情報を共有するか否かを決定する際に考慮すべき要件について、さらなる明確化がなされている。この点で

例えば、そうすることで進行中の捜査や機密情報源の身元が危険にさらされる可能性がある場合などである。

第4.2.3条 機密情報源の開示

秘密情報源は、ドーピングとの闘いに不可欠である。そのため、ドーピング防止機関には、情報源を確実に保護する義務がある。この保護を確保することによってのみ、ドーピング防止コミュニティは信頼を獲得し、維持し、他の情報源の名乗りを促すことができる。したがって、本条は、現行の 2023 年 ISTI 第 11.2.2 条、第 11.4.2 条及び第 11.4.3 条を拡張し、WADA 規程第 20.7.14 条に基づき、WADA によって調査が実施される例外的な状況において、ドーピング防止機関は、事案に関連する場合には、秘密情報源の身元を WADA に開示することを含め、全面的に協力することが求められることを、そのコメントにおいて規定する。

第4.2.5条 機密情報源に関する方針と手続き

これは新たな条文であり、秘密情報源を管理するドーピング防止機関のみに関係する。ISII 原案作成チームは、これらの団体が、秘密情報源の適切な管理を確保するための方針及び手続きを有していなければならないことを提案し、また、この点に関して WADA が作成した関連するガイドラインを団体に案内する。

第4.3.2条 生情報及びアンチ・ドーピング・インテリジェンスの使用

本条は、2023 年 ISTI 第 11.3.2 条を参照し、ISII 第 4.1 条の要件に基づき収集された情報及びインテリジェンスが、その後、組織のドーピング防止活動の指針として利用されなければならないという点で、ISII 第 4.1 条に規定された目的を補完するものである。ISII 原案作成チームは、組織が収集した貴重な情報及びインテリジェンスが効果的に利用され、失われることがないように、この要素をすべてのドーピング防止機関の必須要件として検討することを提案する。

第5.2条： 調査の目的

ISII 第5.2条は、ドーピング防止機関が調査を実施する目的を紹介するために新たに追加されたものである。

第5.3条 調査の実施

新しい条文ではあるが、ISII 第5.3条は現行の ISTI にある複数の条文から作成され、それをさらに詳しく説明したものである。この条文で注目すべき主な変更点、追加点は以下の通りである：

- 行動規範または国際基準への違反が疑われる合理的な理由がある場合、調査は、訓練を受けた調査員

によって公平かつ客観的に実施されるものとする。

- 捜査は、利用可能な資源を最大限に活用し、証拠を保全する一方で、タイムリーな結果を目指し、不当な遅延を避けるために、運営上、戦略的に計画される必要がある。
- 入手したすべての情報の機密性には最大限の注意を払い、知る必要がある場合にのみ共有する。
- 調査の全段階を文書化し、その結果を報告すること。

第5.4条調査への協力

ISII 第5.4条は新しい条文であり、WADA 規程第20条及び第21条に基づき、WADA 規程の加盟者、競技者及び競技者サポート要員が調査に協力するための要件について詳述するものである。また、この条文では、協力が得られない場合の手続も規定されている。